

山梨県公報

号外第四十二号

令和五年

十月二十日

金 曜 日

目 次

- 庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令……………四
- 山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………四

訓 令

山梨県訓令甲第十三号

本 庁

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令

庁内統計調査事務調整規程(昭和二十九年山梨県訓令甲第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十二条の第三項」を「第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監、同規則第十二条の五第三項」に、「感染症対策企画監等」を「人口減少危機対策監等」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県訓令甲第十四号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「次長」の下に、「スポーツ戦略推進監」を加え、同部知事政策補佐官、地域ブランド・DX統括官、理事(部又は局に配置された理事を除く。)又は会計管理者の款中「地域ブランド・DX統括官」を「地域ブランド・広聴広報統括官」に改め、同款の次に次のように加える。

人口減少危機対策本部事務局局長	人口減少危機対策監又は人口減少調査監	人口減少危機対策本部事務局局長を補佐するその他の職員(事務局次長及び主幹を除く。)
人口減少危機対策本部事務局局長を補佐する事務局次長又は主幹	情報政策推進監又はDX推進監	DX・情報政策推進統括官を補佐するその他の職員(次長、参事、主幹及び情報システム専門監を除く。)
DX・情報政策推進統括官	DX・情報政策推進統括官を補佐する次長、参事、主幹又は情報システム専門監	

第二条第一項の表知事の部感染症対策統括官補の款中「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監」を「感染症対策監」に、「知事直轄組織」を「感染症対策セン

ター」に改め、「理事、」を削り、同部局長の款中「、DX推進監、」を「又は」に改め、「又は二拠点居住推進監」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県訓令第十五号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「基づき設置された」の下に「人口減少危機対策本部事務局、」を加え、同条第四項中「及び」の下に「グループ（以下「課」という。）、同規則」を加え、「第十二条の三第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監」を「第三条に規定するDX・情報政策推進統括官及び男女共同参画・共生社会推進統括官」に改める。

第九条の二第一項中「部（）」の下に「知事政策局にあつてはDX・情報政策推進統括官を、」を加え、同条第二項中「局長」の下に「人口減少危機対策本部事務局にあつては事務局長」を加える。

第十九条第二項中「、同条第六項の五類感染症」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県訓令第十六号

本 庁
出 先 機 関
山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令第二十二号）の一部を次のよう

に改正する。
別表一の項中「二拠点居住推進グループ」を「人口減少危機対策企画グループ」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県訓令第十七号

本 庁
出 先 機 関
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「第十二条の三第三項」を「第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監（第二十八条第四項第二号及び第三十三条第二号において「情報政策推進監」という。）若しくはDX推進監若しくは同規則第十二条の五第三項」に改める。
第二十八条第四項第二号中「総務部情報政策課」を「情報政策推進監」に改める。
第三十三条第二号中「総務部情報政策課長」を「情報政策推進監」に改める。

別表第一の1の表中「男女共同参画・共生社会推進監」男女共生」を「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」に改める。

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「情報政策推進DX推進監 男女共同参画 男女共生」

「市町村課」を「市町村課」を「市町村課」に改める。

附則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県訓令甲第十八号

本 出 先 機 関 庁

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第十二条の二第二項」を「第十二条の二第一項に規定する事務局長、同規則第十二条の三第一項」に、「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項に規定するDX・情報政策推進統括官、同規則第十二条の五第一項」に、同条第二号中「第十二条の三第三項」を「第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監、同規則第十二条の五第三項」に、「感染症対策企画監等」を「人口減少危機対策監等」に改める。

第八条第一項中第二十八号を第三十号とし、第三号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 DX・情報政策推進統括官専用の知事印及び部長印 情報政策推進監

第八条第一項第一号中「感染症対策センター感染症対策企画グループの感染症対策企画監」を「感染症対策センター感染症対策グループの感染症対策監」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 人口減少危機対策本部事務局専用の知事印及び部長印 人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策企画グループの人口減少危機対策監

別表知事印の項中「十八 男女共同参画・共生社会推進統括官用」を「十九 男女共同参画・共生社会推進統括官用」に改める。

同参画・共生社会推進統括官用
少危機対策本部事務局用
情報政策推進統括官用

附則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県訓令甲第十九号

本 出 先 機 関 庁

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程（昭和四十六年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「部等」の下に「人口減少危機対策本部事務局、」を、「局」の下に「DX・情報政策推進統括官」を加える。

附則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県訓令甲第二十号

本 出 先 機 関 庁

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令

山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第三条」を「以下「組織規則」という。」第三条」に改め、同条第二号中「山梨県行政組織規則別表第一及び別表第二の課若しくは室又は同規則第四条に規定する出先機関」を「山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）第二条第一項第十一号に規定する所屬」に改め、同条第九号中「（山梨県行政組織規則第十二条の三第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監及び外国人活躍推進監を含む。以下同じ。）」を削る。

第四条第二項中「総務部長」を「組織規則第十二条の四第一項に規定するDX・情報政策推進統括官（以下「DX・情報政策推進統括官」という。）」に改め、同条第三項

中「総務部長」を「DX・情報政策推進統括官」に改める。

第四条の二中「総務部長」を「DX・情報政策推進統括官」に改める。

第五条第二項中「情報政策課長」を「組織規則第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監（以下「情報政策推進監」という。）」に改める。

第六条第一項及び第七条から第九条までの規定中「情報政策課長」を「情報政策推進監」に改める。

第十一条第一項、第十二条、第十五条並びに第十六条第一項及び第三項中「総務部長」を「DX・情報政策推進統括官」に改める。

第十八条第四項中「総務部長」を「DX・情報政策推進統括官」に改め、同項第二号中「DX推進監」を「情報政策推進監」に改め、同項第三号中「行政経営管理課長」を「組織規則第十二条の四第三項に規定するDX推進監」に改め、同項第四号中「情報政策課長」を「人事課長」に改め、同項第五号中「人事課長」を「財政課長」に改め、同項第六号中「財政課長」を「行政経営管理課長」に改め、同条第六項中「総務部長」を「DX・情報政策推進統括官」に改める。

第十九条及び第二十三条中「総務部長」を「DX・情報政策推進統括官」に改める。

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

附則

山梨県訓令第二十一号

本 庁
出 先 機 関

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令
に改正する。

別表第一中「副知事」を「副知事 人口減少危機対策本部事務局長」に、「地域ブランド・DX統括官 知事政策局長」を「地域ブランド・広聴広報統括官 知事政策局長

DX・情報政策推進統括官」に改める。
別表第二中「知事政策補佐官」を「知事政策補佐官 人口減少危機対策本部事務局次

長」に、「知事政策局次長」を「知事政策局次長 DX・情報政策推進統括官次長」に改める。

附則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県訓令第二十二号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「知事政策局長」を「知事政策局長 DX・情報政策推進統括官」に改める。

附則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。